

相互自製の範囲の模索 ——核時代における規範的安全弁

石田 淳

はじめに——核兵器不使用の慣行

軍備をめぐる論争は、安全保障論の専門家の間では、「軍備縮小 (disarmament)」論と「軍備管理 (arms control)」論の競合と整理するのが定番である。

それを模式的に再現するならば、以下の通りとなろう。

まず国家は、一定の領域において、その成員の同意に基づくという意味で正統に強制力を組織化し、行使することのできる唯一の政治体であるとされる。このようにウェーバー流に捉えられた国家について、その安全は、「価値配分の (国際的) 現状に対する脅威の不在」(Wolfers 1952, 484) を指す。そして価値配分の国際的現状に対する脅威の不在とは、第二次世界大戦後の歴史的な文脈では、所定の領域においてその外部からの武力の行使あるいは武力による威嚇がなされることなく、国家の領域的一体性と政治的独立とが保全されている状態として観念できるだろう。

では、国家の安全を確保するための手段たるべき軍備が、逆に国家の安全を損うことのないようにするには国家間において何をなすべきか。この問いに対して、互いの安全を脅かす軍備の (量的な) 削減 (arms reduction) と答えるのが軍備縮小論者であったのに対して、軍備使用の誘因の縮減を目的とする諸措置 (厳密には、このうち軍備の量的削減を除いたもの) と答えるのが軍備管理論者であった⁽¹⁾。ここで第二次世界大戦後の軍備縮小、軍備管理の国際法的な枠組みとして、核兵器についてはアメリカとソ連・ロシアとの二国間条約と、核不拡散・核実験禁止・非核兵器地帯設置の多数国間条約などがある。

軍備管理論者は、軍備の縮小を達成したところで関係国がその使用を自制する意図を共有しなければ国家の安全は確保できるものではないと考え、《意図のコミュニケーションを通じた

(1) 軍備縮小論者によれば、軍備競争は、いずれの国家も相手国に対して軍事的な優位を実現できないまま、各国の国家財政の中で膨張した軍事支出が非軍事支出を圧迫することになると考えて、互いに軍備増強を自制することこそが関係両国にとって共通の利益となるとした。なお、ここに提示したのはあくまでも模式的整理であって、軍備管理論と軍備縮小論は必ずしも相互排他的ではない。

国家間の利害調整》としての外交に力点を置いた (Schelling 1966, 36)。というのも、軍備の使用を相手国に自制させるには、当該国がどのような計画を有しているのか、その意図を相手国に明確に伝達できなければならないからである。そして、その外交の成否を分けるのは、威嚇あるいは約束の形をとって表明される意図を当該国は確実に実行に移すだろうと相手国が認識するかどうか、すなわち「コミットメントの説得力」であるとした。

小論は、核時代の国家安全保障をめぐる関係国間の意図のコミュニケーションにおいて、核兵器不使用の規範が果たす安全弁としての役割について、先行研究を確認しつつ、若干の試論的考察を行うもので、その構成は以下の通りである。まず第1節において、核をめぐる諸言説を概観する。続いて第2節において、ヒロシマ・ナガサキ以降の核兵器不使用の慣行を規範的フォーカル・ポイントの観点から理論的検討を行う。第3節において、核抑止と、核をめぐる三つの抑制——核兵器の先行不使用、非核兵器国に対する不使用、そして非核兵器国への不拡散——との関係について考察する。これらの考察を踏まえ、「おわりに」において軍備に関する自制という観点から戦後日本の安全保障政策についての課題に触れる。

1 神話的言説

2020年1月23日、*Bulletin of the Atomic Scientists* 誌は、その「科学・安全保障委員会 (Science and Security Board)」が、「終末時計 (Doomsday Clock)」の針を進め、人類には、皮肉にも自らの (科学的) 営為の所産によって滅亡するまであと100秒しか残されていないと発表した。この100秒という時間は、シカゴ大学を拠点として1947年に同誌が終末時計の時刻を公表するようになって以来もっとも短い。それは人類がこれまで経験したことのない危機の深刻度を物語るものだった。

公表にあたり同委員会はその理由を説明して、核戦争と気候変動の脅威が現に差し迫っていることに加えて、世界の指導者たちの無策・愚策を嘆いた。とりわけ、本来事態の収拾を図るために構築されたはずの軍備管理体制の腐食が相次いでいる⁽²⁾。具体的には、イラン核合意からのアメリカの離脱⁽³⁾、米朝間の非核化交渉の停滞⁽⁴⁾、米ロの中距離核戦力 (INF) 全

(2) Gayle Spinazze, "Press Release: It is now 100 Seconds to Midnight." January 23, 2020. See <https://thebulletin.org/2020/01/press-release-it-is-now-100-seconds-to-midnight> [accessed 5 May 2020]

(3) 米英仏独中ロ6ヶ国は2015年にイランとの間で核合意を締結し、イランによるウラン濃縮活動等の自制の見返りに経済制裁を解除したが、アメリカは2018年に合意の欠陥を指摘してそれから離脱した。

(4) 2018年の米朝首脳会談は、アメリカによる安全の保証 (security guarantee) と引き換えに、北朝鮮が完全非核化へのコミットメントを再確認するなどにとどまった。"Joint Statement of President Donald J. Trump and Chairman Kim Jong Un of the Democratic People's Republic of Korea at the Singapore Summit," June 12, 2018. See <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/joint-statement-president-donald-j-trump-united-states-america-chairman-kim-jong-un-democratic-peoples-republic-korea-singapore-summit/> [Accessed 5 May 2020]

廃条約の失効⁽⁵⁾ などである。その結果、核軍備競争の再発、核の拡散、そして核戦争それ自体が目前に迫るに至った、と科学者たちは判断したのである。

このように専門家たちが世界情勢について陰鬱な認識を示す一方で、一般のアメリカ国民の核兵器観についても、最近の研究はその憂慮すべき一面を以下の通り報告している。Sagan and Valentino (2017) は、インターネット上で一連の世論サーヴェイ実験を行い、アメリカの世論の相当部分は、今日においても1945年にそうであったように、アメリカに対する武力攻撃があれば、その敵に対しては核兵器の使用決定を躊躇なく支持するだろうと論じている⁽⁶⁾。しかも、たとえ戦争を終結するための何等かの外交的選択肢（たとえばその武力攻撃に責任のある指導者についてその個人的な責任は追及せず、体制は護持できると保証するのと引き換えに停戦を迫るという選択肢）があろうとも、それによって結論は左右されないとのことである。

Sagan and Valentino (2017, 60) は、調査回答者の多くは、敵国非戦闘員の大量殺害を意味する核兵器の使用を忌み避ける抵抗感（aversionあるいはtaboo）を感じる以上に、核兵器使用の代替手段と考えられる陸上兵力の投入に伴う自国戦闘員の大きな犠牲にこそ敏感であるとした。この研究において明示的に言及されることはないが、原爆投下を道義的に正当化した「原爆神話」（Miles 1985）は依然としてアメリカ市民の間で説得力を持つと想像される。原爆神話とは、原爆は大量の犠牲を未然に防いだとする言説を指す。この文脈において原爆のおかげで命拾いしたとされるのは、太平洋戦争においてアメリカが当初の予定通りに本州への上陸作戦を執行していたならば日米両国において発生したに違いない反実仮想の犠牲者たちであった（Tannenwald 2007, 76-77; 藤田2011, 53頁）。

核抑止とは、核兵器による反撃の威嚇によって攻撃を自制させる安全保障政策である⁽⁷⁾。核

(5) 米ソ二国間のINF全廃条約（1987年調印）は、中国を含む他の核保有国の中距離核ミサイルの開発・配備などを制限できないとしてアメリカが2019年にそれから離脱したために失効した。

(6) Sagan and Valentino (2017, 55-56) は、2015年に世論調査会社YouGovに委託して、18歳以上のアメリカ市民を対象にインターネット上でサーヴェイ実験を行った。調査回答者には以下の《架空のニュース》が示された。すなわち、2015年の核合意（注3参照）からの違反を根拠にイランに対してアメリカが制裁を科したところ、イランはペルシャ湾において米空母への攻撃を行い、2,403名の米兵がその犠牲となった（回答者は知るころではないが、この数字はほかでもない真珠湾攻撃の犠牲者の数である）。これを受けてアメリカは大規模な空爆を行い、イランの核施設、空軍基地等を破壊したが、それでもイラン政府は即時無条件降伏を受け容れなかった。そこで大統領は、イランの軍事力を一掃してテヘランにおける体制転換を実現するために陸上兵力を投入した。侵攻によって米軍には10,000名の犠牲が生じたものの戦況は好転せず、膠着状態に陥った。この局面において、統合参謀本部は大統領に対して戦争終結のための選択肢を提示した。調査回答者は、これらの選択肢に対する支持・不支持を問われたのである。

(7) ここでは、相手国による「攻撃の自制」という目的と、当該国による「反撃の威嚇」という手段との組み合わせとして抑止概念を定義している。たとえばWaltz (1990, 732) は、「攻撃の自制」という目的の達成を図る戦略（dissuasive strategy）のうち、反撃の実行（攻撃の排除）を手段とする防衛と反撃の威嚇を手段とする抑止とを自覚的に区別している。もちろん、「攻撃の自制」という目的だけに限定して抑止概念を

抑止については、これまでいくつもの問題点が指摘されてきた (Lewis and Sagan 2016)。それには、この反撃の威嚇は、それが事後的に確実に実行に移されるという認識をはたして相手国に植え付けるのかどうか、特に反撃の威嚇によって核兵器国に対する攻撃のみならずその同盟国たる非核兵器国に対する攻撃をも自制させることができるかどうか、そしてたとえ威嚇の実行は自衛権を根拠として法的に正当化されうるとしても、1) 相手国の戦闘員と非戦闘員とを「区別」することなく、2) 達成される目的との関係との関係で「均衡」を欠く苦痛をもたらし (言い換えれば、人道的考慮をしのぐ軍事的必要の不在)、3) 目的の達成に「必要」であるとは言えない (すなわち、通常兵器によっても目的を達成できる局面における) 核兵器の使用が倫理的に許容されるのか、などが含まれる⁽⁸⁾。

にもかかわらず、冷戦期には、死活的利益をめぐる核兵器国間の相互核抑止は安定しているとの楽観がしばしば語られた。なかでも K・ウォルツ (Kenneth Waltz) は、1988年のアメリカ政治学会における基調講演の中で、核兵器の出現は、第二次世界大戦まで観察されることのなかった大国間の長い平和を実現したとしたうえで、今日において、「戦争をすることは貧しく弱い諸国家の特権 (the privilege of poor and weak states) となった」とまで述べた (Waltz 1990, 744)⁽⁹⁾。それにとどまらず、核抑止の安定性は、関係国のリーダーの属性、政治体制、そして国家間の勢力分布のいずれによっても影響を受けることはないとした (Waltz 1990, 734, 737-738)⁽¹⁰⁾。

2 核兵器と通常兵器との区別——規範的フォーカル・ポイント

前節において概観した通り、死活的利益をめぐる核兵器国間の相互核抑止の安定について、

広く定義できることは言うまでもない。たとえば、Glenn Snyder (1961, 14-16) は、抑止を懲罰的抑止 (deterrence by punishment) と拒否的抑止 (deterrence by denial) とに区別したうえで、後者 (たとえばミサイル防衛態勢の整備) については、反撃を実行して攻撃を排除する「防衛 (defense)」態勢を整えることによって、攻撃を自制させるものと捉えている。

(8) 核兵器による威嚇やその使用の合法性について、国際司法裁判所は1996年に、「国家の存亡そのものがかかっているような極限的な自衛状況での核兵器の威嚇または使用が合法か違法かについては、明確な判断を下すことはできない」との勧告的意見を示した (“Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996.” Available at <https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/95/7497.pdf> [2020年11月30日確認])。その意義と問題点の検討については森川 (2006) 参照。

(9) この表現は、ウォルツの個性的修辭に馴染みのある読者には、超大国が提供する安全の下でそれにフリー・ライドする同盟国 (たとえば日本) は「無責任国家の自由 (freedom of the irresponsible)」を謳歌したとする彼の冷戦二極体制イメージなどを想起させるであろう (ウォルツ 1979 / 邦訳 2010, 243-244)。

(10) 抑止論者は、相手の第一撃に対して脆弱ならざる第二撃能力こそが抑止の安定条件であるとし (Wholstetter 1959, 230)、この条件が満たされる限り、核軍備の量的なバランスに意味はないとする (Jervis 1979)。核兵器の抑止力についての楽観は、核拡散が平和をもたらすとする倒錯まで生んでいる (Sagan and Waltz 2013)。

一部の、とはいえその知的影響力は侮れない国際政治学者たちがこのような楽観を語った。その一方で、ヒロシマ・ナガサキ以降、「核兵器使用の相互自制こそが、戦争の際限なきエスカレーションと、その果ての相互破壊とを回避する」との認識が核兵器国も含む国家間において次第に形成され、歴史的に継承されるとともに、広く国際的に浸透し、ほぼすべての国家によって共有されるまでになったことも指摘されてきた。1945年以降の核兵器の（先行）不使用は、歴然としているにもかかわらず十分に自覚されることのない事実であった（Bundy et al. 1982, 768）。

国際政治学の観点からすると、とりわけT・シェリングが1950年代末から主張してきた「[核兵器] の不使用（nonuse）の伝統」論は興味深い（Schelling 2006）⁽¹¹⁾。

朝鮮戦争（1950年～1953年）後、アメリカのD・アイゼンハワー政権は、国家安全保障政策NSC162/2（1953年10月30日）を策定し、冷戦戦略に占める核兵器の比重を拡大することによって、《防衛予算の縮減》と《対ソ封じ込め》という同時に実現しがたい目標の両立を図った。この政策的文脈において、当時の国務長官J・F・ダレスが、この戦略を推し進めるためには核兵器の使用についてのタブーを何とか取り除かなければならないと述べた（Bundy 1988, 249）。たしかにこの時期のアメリカ政府は、朝鮮戦争、台湾海峡危機、インドシナ戦争において核兵器の実戦使用を検討していたのである（Gaddis 1987, 123-146）。

シェリングは、国境線を超える武力行使を控えたり、交戦国以外の国籍を持つ戦闘員（とりわけ陸上兵力）の投入を控えたりして交戦区域の拡大や交戦国の増大を食い止めるのと同じように、戦争の際限なきエスカレーションを回避するうえで、通常兵器と核兵器とを明確に区別して、戦争において（相手国も核兵器使用を自制するであろうとの想定に基づいて）互いに核兵器使用を控えるという慣行に、軽視すべからざる重大な意味があるとした⁽¹²⁾。核兵器不使用の伝統とは、たとえその使用も辞さないとの意図の表明（いわゆる宣言政策としての核抑止政策）にもかかわらず、あるいはその使用が実際に戦術上有利だと判断されるとしても、核兵器の使用は自制されるであろうとの関係国間の相互了解を指す。これは、多国間条約（た

(11) ここで「核兵器の」不使用とは“nonuse”の訳語である。核兵器の不使用についてはシェリング（1980／邦訳2008）の「核兵器と限定戦争（Nuclear Weapons and Limited War）」（原型は、1959年に刊行のランド研究所の研究メモランダ・シリーズのRM-2510）参照。国際法の領域では、use of forceは武力「行使」、use of nuclear weaponsは核兵器の「使用」とする訳語の使い分けが定着していると思われる。注8において言及した国際司法裁判所の勧告的意見も、「1945年以降の……核兵器不使用の一貫した実行」に言及するが、この核兵器不使用の原語は、non-utilization of nuclear weaponsである（“Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons,” para. 65）。なお、ここで言及する核のタブーについては、Nye（1986, 51, 86, 89）も参照のこと。通常兵器と核兵器とを分かち境界を越えることは、核兵器の使用に関するタブーの呪縛を解き、他国による使用に道を開くことにならうとの懸念は、P・アンダーソンらのノーベル物理学賞受賞者たちも示すところであった（“The U.S. Congress Should Act Against Nukes,” *The New York Times*, February 14, 2007）。

(12) Fromkin（1970, 695-696）は、同盟条約が特定するのは締約国の行動形態ではなくその地理的な適用範囲であって、締約国のとるべき行動については、《判断の留保》と《明示の予告》との間に緊張があるとする。

たとえば、2017年に国連総会で採択された核兵器禁止条約)による明示的禁止とは異なる。使用できる兵器と使用できない兵器とを明確に区別する一線を画し、使用できる武力の限界について交戦国の間で認識の共有 (Schellingの用語法ではmutual/joint recognition)を達成することなど容易ではない。シェリングは、武力の限界については、通常兵器と核兵器との区別こそが国家間において行動の調整を可能とするフォーカル・ポイントになっているとした (シェリング1980/邦訳2008、269頁)⁽¹³⁾。というのも、この一線をひとたび踏み越えてしまえば、言い換えればこのタブーを破る先例を作ってしまうと、それにかわりうるフォーカル・ポイントはもはや見いだせないからである (Schelling 2006, 932)。

シェリングは、核兵器と通常兵器との区別を、規範性を帯びたフォーカル・ポイントとして位置づけたが、この議論は、国際社会における核兵器不使用の慣行と法的確信の確立、すなわち国際慣習法の成立を主張する法的なものではない。筆者なりにこの議論の核心を簡単なゲーム理論モデルを用いて整理するならば、それは以下の通りとなる。

表1のように、A国とB国とが対峙しており、相手国に対して使用できる武力の限界について一定の了解 (たとえば、核兵器の不使用)を共有しているとしよう。A、Bいずれもこの了解を遵守すれば、「相互遵守」という事態が実現し、各国の利得はC (compliance)となる。これに対してA、Bいずれもこの了解から逸脱すれば、「相互不遵守」という事態 (戦争の際限なきエスカレーション)が実現し、各国の利得はN (non-compliance)となる。ここでは、両国にとって相互不遵守よりも相互遵守の方が好ましい、すなわち $C > N$ と仮定する。このように共通の利益の所在を仮定したうえで、何がその共通の利益の実現を促進/阻害するのかを考察する。

いずれか一方だけが了解から逸脱した場合 (「Aによる一方的逸脱」と「Bによる一方的逸脱」)には、逸脱した国の利得は $A - K$ となり、遵守した国の利得はDとなるとしよう (Aはadvantage、Dはdisadvantage、Kはcost)。一方的に了解から逸脱した国には、戦争の際限なきエスカレーションを招くリスクゆえに一定のコスト (K)が生じると考える (Kについては本節後半において付言する)。相手国との関係において、了解から一方的に逸脱して軍事的優位

(13) フォーカル・ポイントとは「[行動についての主体間の] 期待が収斂する周知の点あるいは線 ([an] obvious point or line ... available for expectations to converge on)」のことを言う。これは関係主体間で明示的に交渉されたものではない。とりわけ複数の均衡が存在するゲームにおいて、関係者間の共通の利益を実現するうえで欠かさない「行動選択の調整 (concerted choice)」に資するのがフォーカル・ポイントである。国際政治におけるフォーカル・ポイントとしては、「核兵器と通常兵器との区別」ほど重要なものはないと筆者には思える。しかしながら、シェリング (1980/邦訳2008)の索引は、原著も翻訳も、「核兵器と限定戦争」論文におけるフォーカル・ポイントへの言及を拾っていない。さらに付言すれば、国際政治の学説史のうえでは、このフォーカル・ポイントのうち、規範的な性格を持つものが80年代にregimeとして概念化されるが、フォーカル・ポイント概念とレジーム概念との関連は言及されることはある (Keohane and Martin 1995, 42) が、広く認識されているとは思われない。

表1 了解遵守の誘因

		B国	
		遵守	逸脱
A国	遵守	C, C	D, A-K
	逸脱	A-K, D	N, N

を確保して得られる利得は、相手国による逸脱にもかかわらずそれを遵守して軍事的劣位に甘んじて得られる利得よりも大きいとして、 $A - K > D$ と仮定する。

ここではナッシュ均衡において、共通の利益たる相互遵守が実現する条件を考える。

まず、両国ともに相互不遵守は最悪の事態であると評価しており、了解から逸脱する相手に対して、了解から逸脱する誘因はない、すなわち $N < D$ と仮定する。もし K が十分に小さく($K < A - C$)、 $A - K > C > D > N$ の関係が成り立つとすれば、A、B二国の置かれた戦略環境は「チキン・ゲーム」となる。この場合に両国はナッシュ均衡において共通の利益を実現できない⁽¹⁴⁾。両国にとって相互不遵守よりも相互遵守の方が好ましいにもかかわらず、Aによる「遵守」とBによる「遵守」との組み合わせはナッシュ均衡たりえない。

次に、了解から逸脱する相手に対しては、了解を遵守する誘因はない、すなわち $N > D$ と仮定する。引き続き K が十分に小さく($K < A - C$)、 $A - K > C > N > D$ の関係が成り立つとすれば、A、B二国の置かれた戦略環境は「囚人のディレンマ・ゲーム」となる。この場合に両国はこのゲームの唯一のナッシュ均衡(逸脱、逸脱)において共通の利益を実現できない。ここでもまた、両国にとって相互不遵守よりも相互遵守の方が好ましいにもかかわらず、Aによる「遵守」とBによる「遵守」との組み合わせはナッシュ均衡たりえない。

しかしながらもし K が十分に大きく($K > A - C$)、 $C > A - K > N > D$ の関係が成り立つとすれば、A、B二国の置かれた戦略環境は「鹿狩り・ゲーム」となる。この場合に両国はナッシュ均衡(遵守、遵守)において共通の利益を実現できる⁽¹⁵⁾。すなわち、特定競合国との関係において、了解から逸脱して軍事的な優位に立つことによって得られるいかなる利益をも相殺するほど深刻な、際限なき戦争のエスカレーションのリスクが予想される状況においてはじめて、両国は共通の利益を実現できると言える。

各国がこの不使用の慣行と整合的な言動を反復すれば、それはさらに一段と強化される(シェ

(14) このゲームのナッシュ均衡は、(遵守、逸脱) [() 内の前者はAの戦略、後者はBの戦略]、(逸脱、遵守) と、混合戦略の組み合わせの三つである。

(15) このゲームのナッシュ均衡は、(遵守、遵守)、(逸脱、逸脱) および混合戦略の組み合わせの三つである。

リング1980／邦訳2008、271頁)⁽¹⁶⁾。というのも、不使用の慣行が反復されるならば、使用できる兵器と使用できない兵器を分かち一線の所在が一段と自明なものとなるからである。

上記の理論モデルでは、戦争が際限なくエスカレートするリスクが発生することによって関係両国が被る損失（K）が、規範化されたフォーカル・ポイントに拘束力を与えている。

ではいかなる政治過程が、通常兵器と核兵器との境界に、《使用できる兵器と使用できない兵器とを分かち一線》という社会的な意味を付与したのか。そのような機会を提供したのは、「大量破壊兵器（weapons of mass destruction）」という兵器範疇の創出であろう（Tannenwald 2007, 102-105）。第二次世界大戦終結後、国連総会が1946年1月24日に決議1号（国連文書A/RES/1（I））を採択して、各国の軍備から原子力爆弾等を除去するために具体的な提言を行う機関（Atomic Energy Commission）を設置する一方で、国連安全保障理事会は1947年に安保理決議18号（国連文書S/268/Rev.1/Corr.1）を採択して、軍備管理及び軍備縮小について安保理に対して提言を行う機関として通常軍備委員会（Commission for Conventional Armaments）を設置した。この後者の委員会の管轄範囲を確定するために引かれた線が、通常兵器と大量破壊兵器との区別であり、その結果、1899年のハーグ宣言によって使用を禁止された毒ガスなどと同一の範疇、すなわち大量破壊兵器に原爆は分類されるに至った。

その一方で北大西洋条約機構（NATO）は1954年には戦略文書MC48（22 November, 1954）を策定して、ソ連の通常兵器による攻撃を、核兵器の「先行使用（first use）」による反撃の威嚇を通じて抑止する軍事戦略を採用した。このためアメリカ政府は、核兵器の使用をアメリカ国民および国際社会にとって政治的に受容できるものにするべく努力を重ねた。1956年の陸軍省の野戦教本『陸戦法』では、空海陸軍による原子爆弾の使用については、それを制限する国際慣習法や国際条約が存在しないという意味で国際法に違反するものではないとした⁽¹⁷⁾。このような努力それ自体、核兵器の使用についてタブーが形成されているとアメリカの政策担当者が認識していたことの証左にほかならない⁽¹⁸⁾。

(16) この議論は、実行と規範的認識の相互作用に着目する意味で、一貫した国家実行とそれに関する法的確信とを二要素とする国際慣習法論とも親和的であることは興味深い。ただし、シェリングは核兵器の使用が違法であるとの法的確信が諸国に生まれたとはしない。

(17) Department of the Army Field Manual FM27-10, "The Law of Land Warfare."

(https://www.loc.gov/frd/Military_Law/pdf/law_warfare-1956.pdf), para.35. [2020年11月30日確認]

(18) 核兵器の使用は国連憲章違反であるとした1961年の国連総会決議1653（A/RES/1653（XVI）, 24 November 1961）について反対票を投じたのは、その時点におけるNATO加盟国のほかには、アイルランド、スペイン、オーストラリア、ニュージーランド、中華民国、南アフリカ、グアテマラ、ニカラグア、コスタリカだけであった。他方で、核のタブーについては、アメリカなどの核兵器国がさまざまな局面における核兵器の使用（非核兵器国に対する使用、あるいは先行使用など）を想定した核戦略を採用してきたことを考え合わせると、タブーが存在するとまでは言えないとPaul（2009, 8）は論じている。

3 核をめぐる三つの抑制——「先行不使用 (No First Use)」、「消極的安全保証 (Negative Security Assurance)」、そして「不拡散 (Non-proliferation)」

本節においては核をめぐる三つの「抑制」——先行不使用、非核兵器国に対する不使用、そして非核兵器国への不拡散——と（拡大）抑止との緊張関係について試論的な考察を行うにとどめる。本格的な検討はいずれ稿を改めてこれを行いたい。

まず第一に、消極的安全保証と拡大抑止との関連について述べる。米ソ両国は、1972年にABM条約を締結して戦略弾道ミサイルの迎撃システムの配備を制限することに同意したが、これは相手国の戦略攻撃に対する脆弱性を互いに保証しあうものである以上、核兵器国間における「戦略核の先行不使用に関する事実上の協定 (a de facto agreement on no strategic first use)」となった⁽¹⁹⁾。しかしながら、核不拡散体制の下で非核兵器国に対して核兵器の不使用を保証する「消極的な安全の保証」は、核の傘の下にある同盟国の不安を掻き立てた⁽²⁰⁾。アメリカは、1978年の声明を通じ、その不使用の確約の適用範囲から、核兵器国の同盟国（念頭におかれたのはソ連の同盟国）が核兵器国と連携してアメリカあるいはその同盟国に対して攻撃を加える場合を明示的に除外した⁽²¹⁾。

第二に、不拡散政策と拡大抑止の関連について述べる。アメリカの同盟国が独自核の保有に向けて邁進しないのは、アメリカの核の傘があるからであるということは、アメリカの政策文書において明言されることさえある。近年では、2008年におけるサミュエル・ボドマン・エネルギー省長官（当時）とロバート・ゲーツ国防長官（当時）の「21世紀における国家安全保障と核兵器」が拡大抑止政策と核不拡散政策とを結びつけたことはよく知られるところである（Bodman and Gates 2008）。ただし、この論理は逆方向の政治力学を作用させうることもここに指摘しておきたい。すなわち、非核兵器国による核計画の推進は、その放棄と引き換えに核兵器国たる同盟国から積極的安全保証（拡大抑止）のコミットメントを引き出すための取引材料ともなりうるのである（Levite 2003, 66）。

第三に、先行不使用と抑止の関連について述べる。そもそも、先行不使用の規範は相手国をも拘束するだろうか。前節のモデルを用いて言えば、関係両国にとってKの値は同一であると想定できるだろうか。

(19) ABM条約についてのこの評価については Weiler (1983, 30) が示唆に富む。なお、ABM条約は、アメリカがミサイル防衛の必要性を主張して条約からの脱退をロシアに通告して2002年に失効した。

(20) 核不拡散体制とは、核不拡散条約の締約国の間で、条約上の非核兵器国が事実上の核兵器国となることを核拡散と捉え、条約上の核兵器国と非核兵器国とに別個の不拡散義務を課す不平等条約である。ここに述べる消極的安全保証は、（非核兵器国にとどまっては安全が脅かされかねないとの）非核兵器国の不安を払拭するための核兵器国による安心供与政策である。

(21) "Statement of Secretary of State Vance: U.S. Assurance on Non-Use of Nuclear Weapons, June 12, 1978," *Department of State Bulletin*, Vol. 78, No. 2017, August 1978, p. 52.

抑止政策が功を奏するには、相手国、特にその核のボタンを押す指導者が、当該国による反撃の威嚇は確実に実行されるであろうと認識するのみならず、反撃の威嚇が実行されたあかつきには、現状との比較において許容できない事態が実現するとも認識しなければならない。核時代の「恐怖の均衡 (balance of terror)」は、その本質において「人質の交換」と何らかわるころはないとする議論 (Schelling 1959, 416) があるが、このアナロジーが自明の前提とするのは、人質に危害が及ぶのと同じように、非戦闘員を含む国民が核攻撃の標的となることは、指導者にとって堪えることも忍ぶこともできないということであろう。不使用の慣行と規範が国家間に定着するのは、自国にとってのみならず相手国にとってもまた際限なき戦争のエスカレーションは望むところではないと各国が認識する場合である。核兵器計画を推進する新核兵器国家の出現によって既存の現核兵器国との間に緊張が生じるのは、現核兵器国がこの確信を持ってないからである。とりわけ新核兵器国が、戦争という非常事態においては核の惨害も国民が受忍すべき犠牲や損害だとする政治体制であればなおさらであろう。

おわりに

本稿では、使用できる兵器と使用できない兵器との間に一線を引き、それを踏み越えない慣行を反復することの安全保障上の意義について考察を行った。

軍備に関するタブーとしては、本稿で論じたタブーとしての核の使用のほかに、日本の専守防衛論の文脈においては、タブーとしての改憲 (添谷 2017, 47) の問題もある。2015年の安保法制論争も、その焦点は、憲法の下で行使できる自衛権と行使できない自衛権との間の一線の所在をめぐるものであったと言える。はたして一国の安全は、自衛権についての制約から自由になればなるほど確かなものになるのだろうか。この問題については、検討の範囲を拡げ、関連する問題も包摂しつつ引き続き考察を行いたい。

参考文献

- ケネス・ウォルツ [1979 / 邦訳 2010] (河野勝・岡垣知子訳) 『国際政治の理論』勁草書房
- トーマス・シェリング [1980 / 邦訳 2008] (河野勝監訳) 『紛争の戦略——ゲーム理論のエッセンス』勁草書房
- 添谷芳秀 [2017] 『日本の外交——「戦後」を読み解く』ちくま学芸文庫
- 藤田久一 [2011] 『核に立ち向かう国際法——原点からの検証』法律文化社
- 森川幸一 [2006] 「核兵器と国際法——核兵器使用の合法性に関する国際司法裁判所の判断」金沢工業大学国際学研究所編『核兵器と国際関係』内外出版、171-203頁
- Bodman, Samuel W., and Robert M. Gates. [2008] "National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century." <https://archive.defense.gov/news/nuclearweaponspolicy.pdf>
- Bundy, McGeorge. [1988] *Danger and Survival: Choices about the Bomb in the First Fifty Years*. New York: Vintage Books.

- Bundy, McGeorge, George Kennan, Robert S. McNamara, and Gerard Smith. [1982] "Nuclear Weapons and the Atlantic Alliance." *Foreign Affairs*. **60** (4): 753–768.
- Fromkin, David. [1970] "Entangling Alliances." *Foreign Affairs*. **48** (4): 688–700.
- Gaddis, John Lewis. [1987] "The Origins of Self-Deterrence: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons, 1945–1958." In Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*. New York: Oxford University Press, 123–146.
- Jervis, Robert. [1979] "Why Nuclear Superiority Doesn't Matter." *Political Science Quarterly*. **94** (4): 617–633.
- Keohane, Robert O., and Lisa L. Martin. [1995] "The Promise of Institutional Theory." *International Security*. **20** (1): 39–51.
- Levite, Ariel E. [2003] "Never Say Never Again: Nuclear Reversal Revisited." *International Security*. **27** (3): 59–88.
- Lewis, Jeffrey G., and Scott D. Sagan. [2016] "The Nuclear Necessity Principle: Making Targeting Policy Conform with Ethics & the Laws of War." *Daedalus*. **145** (4): 62–74.
- Miles, Rufus E., Jr. [1985] "Hiroshima: The Strange Myth of Half a Million American Lives Saved." *International Security*. **10** (2): 121–140.
- Nye, Joseph S. [1986] *Nuclear Ethics*. New York: The Free Press.
- Paul, T. V. [2009] *The Tradition of Non-Use of Nuclear Weapons*. Stanford University Press.
- Sagan, Scott D., and Kenneth N. Waltz. [2013] *The Spread of Nuclear Weapons: An Enduring Debate*. Third Edition. W. W. Norton & Company.
- Sagan, Scott D., and Benjamin A. Valentino. [2017] "Revisiting Hiroshima in Iran: What Americans Really Think about Using Nuclear Weapons and Killing Noncombatants." *International Security*. **42** (1): 41–79.
- Schelling, Thomas C. [1959] "Surprise Attack and Disarmament." *The Bulletin of Atomic Scientists*. **15** (10): 413–418.
- [1966] "The Art of Commitment." In Schelling, *Arms and Influence*. New Haven, Yale University Press, 35–91.
- [2006] "An Astonishing Sixty Years: Legacy of Hiroshima." *American Economic Review*. **96** (4): 929–937.
- Snyder, Glenn. [1961] *Deterrence and Defense: Toward a Theory of National Security*. Princeton University Press.
- Tannenwald, Nina. [2007] *The Nuclear Taboo: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons since 1945*. Cambridge University Press.
- Waltz, Kenneth N. [1990] "Nuclear Myths and Political Reality." *American Political Science Review*. **84** (3): 731–745.
- Weiler, Lawrence. [1983] "No First Use: A History." *Bulletin of the Atomic Scientists*. **39** (2): 28–34.
- Wholstetter, Albert. [1959] "The Delicate Balance of Terror." *Foreign Affairs*. **37** (2): 211–234.
- Wolfers, Arnold. [1952] "'National Security' as an Ambiguous Symbol." *Political Science Quarterly*. **67** (4): 481–502.

